

## 京都市議会基本条例(案)への市民意見の反映状況について

番号	意見	対応(案)
<b>○ 議会基本条例全体に関する意見</b>		
1	表現が硬くて「まるで役所の文章ね」というのが私の家内の意見だった。	趣旨を踏まえて条例案作成に取り組む。
2	分かりづらい(言葉が)。	趣旨を踏まえて条例案作成に取り組む。
3	京都だからということで文化、伝統芸能を重視するのは理解できるが、90数パーセントが中小企業である都市であるにも関わらず、中小企業を含む事業者である市民のことにもっと具体的に着目してほしい。市勢のみではなく(市の)経済活動を支え、市勢の発展…。	条例案第1条に規定する「市勢の発展」の中に経済の発展も含まれおり、条例案には明記しないこととする。
4	議会、行政機関、市民それぞれの立場やそれぞれの関係がより明確となるような中味にしていきたい。	趣旨を踏まえて条例案作成に取り組む。
5	会場の皆さんから意見もありましたが、作りっぱなしにせず、市民・議会を含めて作った条例が良いものとなるように、取り組んでいただきたいと思います。	趣旨を踏まえて条例案第33条で、「条例の施行後、条例の目的が達成されているかどうかについて検証し、その検証結果を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする」と明記した。
6	市民の意見をもっと取り入れていくべきだと思う。この条例をどう実行していくかに力を入れてほしい。	趣旨を踏まえて条例案第33条で、「条例の施行後、条例の目的が達成されているかどうかについて検証し、その検証結果を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする」と明記した。
7	会社でも理念や指針を策定しているが、なかなか社員に浸透しないのが実情である。この条例が議員全員に浸透するようにしてほしい。	各議員が受け止めるにとどめ、条例案には明記しないこととする。
<b>○ 議会基本条例の検討の進め方に関する意見</b>		
8	パワーポイント資料の中で、条例制定に向けた今後の流れとして、「市民の皆様との意見交換」と記載されているが、支援者の方々だけでなく、一人一人の「市民」の声を聴いてほしい。	—
9	市民意見募集について、多様な意見を吸い上げられるよう、工夫をお願いしたい。	—
<b>○ 「第2 議会の位置付けと役割」に関する意見</b>		
10	アカウンタビリティ(説明責任)の徹底。	条例案第3条第8号の「市民に開かれた分かりやすい市会運営に努める」ことで趣旨にこたえている。
<b>○ 「第3 議員の位置付けと役割」に関する意見</b>		
11	もっと現場(市民の中に入って)に議員が飛び込んで改革していただけたらと思います。	各議員が受け止めるにとどめ、条例案には明記しないこととする。
<b>○ 「第4 市民と議会との関係」に関する意見</b>		
12	市民との接点の場(単なるフェイス・トゥー・フェイスだけでなくインターネットをも含めて)を数多く作られるよう御努力願いたい。	条例案第9条の「より一層市民と情報共有をするとともに、市民の参画の機会を充実させる」ことで趣旨にこたえている。
13	請願・陳情について、市民が自ら委員会で趣旨説明をできるようにしてほしい。	過去の委員会(平成24年2月)における協議の結果、請願者の趣旨説明については、制度化せず、委員会の決定により行うこととなっている。

番号	意見	対応(案)
14	議会請願は請願人の趣旨説明を入れる。	過去の委員会(平成24年2月)における協議の結果、請願者の趣旨説明については、制度化せず、委員会の決定により行うこととなっている。
15	団体意思の決定時において執行機関に疑を正すことは重要。一方、市会 of 意思を決定するとき、例えば、請願の取扱い時に紹介議員だけでなく委員会において委員同士の討論を必ず前提とすることを条例に明記してほしい。	条例案第21条第2項に規定するとおり、委員会において委員間の討議を充実させるよう努めることにとどめる。
16	情報公開の推進。	条例案第12条第1項から第3項の内容に盛り込まれている。
17	議会の議論で活用された資料については、全て公開してほしい。	現状でも原則として公開していることから、条例案第12条第2項では、「一層の公開に努める」こととしている。
18	現在、ネット中継の録画放映は、生中継終了の3日後から見られるようになっているが、もう少し早く見られるようにしてほしい。国会では、遅くとも翌日には見られるようになっている。	(表現方法について工夫ができないか(録画放映の迅速な公開という趣旨の表現を加えることができないか)検討中。)
19	インターネットの中継に関して生中継はできるものの、録画中継は3日かかる。他都市・国会は即日(数時間後)再生可能。できるだけ早く視聴できるようお考えいただきたい。	(表現方法について工夫ができないか(録画放映の迅速な公開という趣旨の表現を加えることができないか)検討中。)
20	常任委員会を直接傍聴できるようにしてほしい。	(物理的な問題が大きいことから、直接傍聴に関する条文は現時点では設けないこととするか、表現を工夫したうえで条文として残すこととするかを検討中。)
21	公聴会、会議(傍聴)の予告を新聞(ネット)で大きく定例的に記事通知してほしい。	条例案第14条第1項の「広報紙、ウェブサイト等を充実させる」ことや、同条第2項の「多様な広報媒体を活用した情報の提供に努め、総合的な情報の公開を推進する」ことで意見にこたえていくこととする。
22	議会より首長の方が権限は非常に大きく、市民へのアピールもしやすい。一方議会の情報はまだまだ市民に届いていない。議会情報の発信のツールの一つである「市会だより」など議員自ら携わって作成し、充実したものにすべき。	条例案第14条第1項の「広報紙、ウェブサイト等を充実させる」ことや、同条第2項の「多様な広報媒体を活用した情報の提供に努め、総合的な情報の公開を推進する」ことで意見にこたえていくこととする。
23	小中学生向けに議会の見学会を開催し、議員の役割等を知ってもらう機会を設けてはどうか。	現在、「親子ふれあい議場見学会」や「子ども議場見学」を実施している。このような取組を通じて、市会への興味を高めてもらうよう努めることにとどめ、条例案には明記しないこととする。
24	広聴をどうするのかを明記する必要があると考えます。	(議会報告会・意見聴取会について、条例案に盛り込むかどうか検討中。)
25	議会としての広聴機能強化が必要ではないでしょうか。	(議会報告会・意見聴取会について、条例案に盛り込むかどうか検討中。)
26	議員自らが説明する場を増やしてください。出前トーク的な取組を。	(議会報告会・意見聴取会について、条例案に盛り込むかどうか検討中。)
27	委員会の出張による市政報告及び市民意見の募集を行ってはどうか。	(議会報告会・意見聴取会について、条例案に盛り込むかどうか検討中。)

番号	意見	対応(案)
28	多くのサラリーマンは、なかなか平日の昼間に本会議や委員会を傍聴することができないため、例えば、本会議を土日に、委員会を夕方から開催することなどはできないか。	過去の委員会(平成25年3月)における協議の結果、休日・夜間議会の開催については、条例(当時は骨子の段階)に盛り込まないこととなっている。
29	広聴の充実を図るためにも、意見聴取会を是非やってほしい。	(議会報告会・意見聴取会について、条例案に盛り込むかどうか検討中。)
30	議会報告会や市民への説明があつてよいかどうかは疑問。京都市の話や市政についての意見交換があつてもよいが、国政等や政治、生活の不満をぶつける場ではないと考える。	(議会報告会・意見聴取会について、条例案に盛り込むかどうか検討中。)
31	議会報告会・意見聴取会は是非実施していただきたい。理由としては、会派の枠組みに捉われない客観的な報告・情報発信が必要だから。今日の説明会の様子を見ていれば、それは不可能ではないと思う。また、こういった機会を通じて市民の意見を広く聴きとっていただきたい。どうぞよろしくお願いいたします。	(議会報告会・意見聴取会について、条例案に盛り込むかどうか検討中。)
32	市会の活動状況報告を定期的開催していただき、市民の声を定期的に吸い上げてもらいたい。	(議会報告会・意見聴取会について、条例案に盛り込むかどうか検討中。)
<b>○「第5 市長等の執行機関と議会との関係」に関する意見</b>		
33	二元代表としてきちんと執行機関に対する行政監視機能を果たしてほしい。	条例案第3条第2号で市会の役割として「監視すること、また、第17条で「監視機能を充実し、強化すること」を規定している。
34	市政が正しい方向に向けるよう、監視機能の充実が一番大事だと思います。そのため市会改革であってほしい。	条例案第3条第2号で市会の役割として「監視すること、また、第17条で「監視機能を充実し、強化すること」を規定している。
<b>○「第6 議会運営の原則等」に関する意見</b>		
35	議会運営の原則のところ、「正副委員長は」とありますが、「議長は」という項目を起すべきでは。	議長の役割や権限については、地方自治法や会議規則などで定められていることから、条例案には明記しないこととする。
36	議員間討議をもっと活発化してほしい。	条例案第21条第3項の「委員間における討議を通じて、市政の課題に関する論点を明確にする」ことで趣旨にこたえている。
<b>○「第7 議会の権能強化」に関する意見</b>		
37	会派間でのやり取りで終わることが、市民にとって市会が見えない大きな要因である。超党派による政策研究会を常設するなどして、市会としての活発な政策提案を行ってほしい。	委員会での議論を経て、必要に応じて設置することで合意したところであり、決して後ろ向きなものではないため、条例案のとおりとする。
38	今後も、是非、会派間の垣根を越えて、積極的に政策協議・政策提案を進めてほしい。市民に対して市会の活動を見えるようにし、身近に感じてもらうためには、何よりも必要なことである。是非、常設の超党派・会派の政策研究会を設置し、政策提案・政策条例の提案の活性化を進めてほしい。	委員会での議論を経て、必要に応じて設置することで合意したところであり、決して後ろ向きなものではないため、条例案のとおりとする。
39	議会基本条例(骨子)の中で、「専門的知見の活用」や「調査機関・附属機関の設置」について記載されているが、予算措置はなされるのか。	議会に予算の提案権や編成権がないことから、条例案には明記しないこととする。